

三朝町新事業チャレンジ応援補助金

新商品開発や新事業分野への進出など新たな取組みに挑戦する町内事業者に、初期投資に係る経費の一部を支援します！

事業概要

対象事業者	町内で事業を営む者
対象事業	①新商品の開発 （例）米粉を使用した菓子製造 ②新分野への進出 （例）旅館でのレンタルオフィス ③新サービスの提供 （例）インターネット通信販売 ④その他町長が特に必要と認めたもの
対象経費	設備・備品購入費（消耗品等は除く。）、広告宣伝費、設備導入費、販路開拓費、新築・増築工事費、外装・内装工事費、店舗・車両・機器等賃借料（敷金、礼金、保証金等は除く。※賃借料経費は年度末まで）等
補助率	補助対象経費の1/2（千円未満は切捨て）
上限額	1事業主あたり50万円
備考	交付決定前に発注、購入、契約等（支払も含む。）を実施したものは補助対象となりません。

申請手続

以下の書類を添えて三朝町観光交流課または三朝町商工会へ提出してください。

- ・ 申請書
- ・ 補助事業計画書書及び収支予算書
- ・ 補助対象事業の内容を確認できる資料（写真、図面、企画書等）
- ・ 補助対象経費に係る見積書等の写し
- ・ 改装工事の場合、店舗所有者の同意書等
- ・ 町税滞納調査確認同意書

※その他必要に応じて書類の提出を求めることがあります。

<問合せ先> 申請前に三朝町観光交流課又は三朝町商工会へ御相談ください。

三朝町役場 観光交流課

〒682-0195 鳥取県東伯郡三朝町大瀬999-2
TEL：0858-43-3514 FAX：0858-43-0647

三朝町商工会

〒682-0123 鳥取県東伯郡三朝町三朝973-1
三朝温泉ほっとプラ座2階
TEL：0858-43-3131 FAX：0858-43-2929